

制定 平成23年 4月 1日
改正 平成23年10月 4日
改正 平成24年 4月 1日
改正 平成25年 3月29日

京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、本市が実施する住宅用太陽光発電システム設置に関する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電する装置であり、第5号から第9号に規定する建築物の住居の用に供する部分（当該部分に附属するエレベーター等の施設を含む。集会所については住居以外の部分も含む。）に電力を供給するために設置されるものをいう。
- (2) 着工 住宅用太陽光発電システムの設置に係る工事に着手することをいう。ただし、助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）が第4条第1項第2号に該当する場合は、第5条に規定する助成の対象となる住宅用太陽光発電システム（以下「助成対象システム」という。）付住宅等を購入者に引き渡すことをいう。
- (3) 設置 住宅用太陽光発電システムの設置に係る工事が完了し、かつ電気事業者と当該システムの電力受給を開始することをいう。
- (4) 増設 過去に住宅用太陽光発電システムを設置し、本助成制度に基づく助成を受けており、今回新たに当該システムを設置することをいう。
- (5) 共同住宅 2以上の住戸を有する建築物で、かつ建築物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下等の共用部分を有するものをいう。
- (6) 分譲共同住宅 共同住宅であって2以上の区分所有者が存する建物をいう。
- (7) 賃貸共同住宅 共同住宅であって2以上の住戸を居住の用に供するために賃貸されるものをいう。
- (8) 戸建住宅 共同住宅以外の住宅（店舗、事務所等と併用されているものを含む。）をいう。
- (9) 集会所 主として地域住民の集會に供せられる施設をいう。
- (10) 自治会等 自治会、町内会その他の住民が組織する団体をいう。
- (11) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律に規定する管理組合をいう。
- (12) 電気事業者 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第1項の規定する電気事業者をいう。

(交付の目的)

第3条 助成金は、本市の区域内に住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、その経費の一部を助成することにより、本市の区域内における太陽エネルギーの利用拡大を図り、もって地球温暖化防止に寄与することを目的として交付する。

(助成の対象者)

第4条 助成対象者は、助成対象システムを、本市の区域内の戸建住宅、賃貸共同住宅、分譲共同住宅及び集会所（以下「住宅等」という。）に設置し、次に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 戸建住宅に助成対象システムを設置する個人
- (2) 助成対象システム付住宅等を購入する個人
- (3) 賃貸共同住宅に助成対象システムを設置する個人
- (4) 分譲共同住宅に助成対象システムを設置する当該共同住宅の区分所有者（個人に限る。）又は管理組合（代表者含む。）
- (5) 集会所に助成対象システムを設置する自治会等

2 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 平成24年12月1日から平成25年3月29日までに着工し、平成25年3月30日から平成26年3月31日までに電気事業者と電力受給契約を新たに締結する者又は増設に伴い契約を変更する者
- (2) 平成25年3月30日から平成25年4月30日までに着工し、平成26年3月31日までに電気事業者と電力受給契約を新たに締結する者又は増設に伴い契約を変更する者
- (3) 平成25年5月1日から平成26年3月31日までに着工し、平成26年3月31日までに電気事業者と電力受給契約を新たに締結する者又は増設に伴い契約を変更する者

3 申請者と助成対象システムを設置する建築物（自ら居住する建築物を除く。）の所有者が異なる場合にあっては、当該建築物の所有者の同意を得ていなければならない。

(助成の対象システム)

第5条 助成対象システムとは、次に掲げる要件のいずれにも適合するものをいう。

- (1) 電気事業者の配電線と逆潮流有り（電力が余った場合に電気事業者へ送電すること）で連系するもの
- (2) 景観法、京都市市街地景観整備条例、京都市風致地区条例及び京都市眺望景観創生条例等に基づく住宅用太陽光発電システムの設置について関係部局と協議し、必要に応じて許可及び認定の申請並びに届出の手續（以下「景観関連法令に基づく手續」という。）を行うもの
- (3) 設置する助成対象システムを対象として、過去にこの要綱又は京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付要綱に基づく助成を受けていないもの
- (4) 未使用品であるもの
- (5) その他、設置に関して、法令、条例等に適合しているもの

(助成対象経費)

第6条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象システムを住宅等に設置（以下「助成対象事業」という。）をするために直接必要な経費において、次に掲げる合計額

(太陽光発電システム総工事費) とする。

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台
- (3) インバータ・保護装置
- (4) 接続箱
- (5) 直流側開閉器
- (6) 交流側開閉器 (サービブレーカー)
- (7) 設置工事費 (配線・配線器具の購入・据付含む)
- (8) その他助成対象システムの設置に係る費用

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、1 kW当たり2万円に、別に定める助成対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値 (単位はkWとし、1 kW未満の端数があるときは、小数第3位以下を切り捨てる。以下「システム最大出力値」という。) を乗じて得た額とする。ただし、助成の対象となるシステム最大出力値については、4 kWを上限とする。なお、助成金の額に1, 000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- 2 前項において、助成対象システムを増設する場合は、1 kW当たり2万円にシステム最大出力値を乗じて得た額とする。ただし、助成の対象となる最大出力値については、過去に助成金の交付を受けた住宅用太陽光発電システムのシステム最大出力値を含めて4 kWを上限とする。なお、助成金の額に1, 000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 第11条に規定する申請内容の変更の申請を行った場合、助成金の額は第9条第1項及び第2項で通知した交付予定額を超えては交付しないものとする。

(交付の申請及び募集期間)

第8条 条例第9条による申請は、着工の前までに、京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付申請書 (第1号様式。以下「申請書」という。) に別に定める添付図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項第1号及び第2号に該当する申請者 (以下「設置後申請者」という。) は、前項の規定にかかわらず、助成対象システムの設置後に、条例第9条による申請を行い、京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付申請書 (第18号様式。以下「設置後申請書」という。) に別に定める添付図書を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 申請書の受付期間は、以下に定める。
 - (1) 平成25年4月1日から平成26年2月28日 (必着) まで (ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。) とする。
 - (2) 前号の期間中であっても、助成予定金額の総額が予算の範囲を超えた場合は、その日をもって受付を終了するものとし、この日に複数の申請 (郵送による申請は必着のもの) を受け付けた場合は、抽選により決定するものとする。
- 4 申請に係る手続の詳細については、別に定める。
- 5 市長は、前項に規定する書類が適正に提出されたことを確認することができたものから、先着順に受理を行い、条例第10条に基づく助成金の交付又は不交付の決定を行うものとする。

- 6 市長は、前項に規定する申請書を受理した日から起算して、京都市の休日を定める条例に規定する休日を除く20日を経過した日までに条例第10条第2項又は第3項の決定をするものとする。

(決定の通知)

第9条 市長は、条例第12条第1項の規定により助成金の交付を決定したときは、京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付決定通知書（第3号様式）により、助成金の交付及び交付予定額を申請者に対して通知する。

2 市長は、第8条第2項の規定による申請を受け、条例第12条第1項の規定により助成金の交付を決定し、条例第19条の規定により助成金の交付額を決定したときは、京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付及び交付額決定通知書（第19号様式）により申請者に通知する。

3 市長は、条例第12条第2項の規定により助成金を交付しないことを決定したときは、京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金不交付決定通知書（第4号様式）により、助成金の不交付を申請者に対して通知する。

4 第8条第1項の規定に基づく申請者（以下「設置前申請者」という。）は、第1項に規定する決定の通知を受けた後、着工することができる。

5 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第10条 第9条第1項及び第2項による通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、条例第13条第1項の規定により、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付申請取下げ書（第5号様式）により取下げを行うことができる。

2 申請の取下げを行うことができる期間は、第9条第1項及び第2項による通知を受けた日の翌日から起算して20日を経過した日までとする。

(申請内容の変更・中止・廃止の申請)

第11条 助成事業者は、申請内容を変更（最大出力値の変更を伴わないものを除く）しようとするときは、条例第11条第1項第1号の規定により京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金変更承認申請書（第6号様式。以下「変更申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

- (1) 京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付決定通知書の写し
- (2) その他申請内容の変更に係る資料
- (3) その他市長が必要と認める資料

2 市長は、前項による申請を受理し、申請内容の変更について承認することとしたときは、京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付変更承認通知書（第8号様式）により助成事業者に対して通知する。また、承認しないこととしたときは、京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付変更不承認通知書（第9号様式）により助成事業者に対して通知する。

3 助成事業者は、助成対象システムの設置が第13条第2項による事業完了の届出の期間までに完了しない又は助成対象事業の遂行が困難となり申請内容を中止するとき、又は廃止しようとするときは、条例第11条第1項第2号及び第3号の規定により京都市住宅用太陽光発電システム設

置助成金中止・廃止承認申請書（第7号様式。以下「中止・廃止申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

- (1) 京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付決定通知書の写し
- (2) その他申請内容の中止又は廃止の事項に係る資料
- (3) その他市長が必要と認める資料

4 市長は、前項による申請を受理し、申請内容の中止又は廃止について承認することとしたときは、京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付中止・廃止承認通知書（第10号様式）により助成事業者に対して通知する。

（事情変更による決定の取り消し）

第12条 市長は、条例第14条による事由が生じたときは、京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付決定取消・変更通知書（第11号様式）により、助成事業者に通知することができる。

（事業完了の届出）

第13条 設置前申請者は、条例第18条第1項の規定により、助成対象システムの設置に係る工事完了日（以下「助成事業完了日」という。）の後に、当該助成事業の実績を記載した京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金実績報告書（第12号様式。以下「実績報告書」という。）に、別に定める書類を添付して市長に提出するものとする。

- 2 設置前申請者は、第1項に規定する実績報告書を、助成事業完了日の翌日から起算して60日を経過した日（ただし、やむを得ない事由により、提出できないと認められる場合を除く。）又は助成金の交付の申請を行った年度の3月31日（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）のいずれか早い期日までに提出しなければならない。（必着）
- 3 設置前申請者は、景観法、京都市市街地景観整備条例、京都市風致地区条例及び京都市眺望景観創生条例等に基づく住宅用太陽光発電システムの設置について関係部局と協議し、必要に応じて許可及び認定の申請並びに届出の手続を行わなければならない。
- 4 市長は、条例第19条の規定により助成対象事業が適正に実施されたことを確認したうえで、助成金交付予定額の範囲内で助成金の交付額を決定し、京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付額決定通知書（第13号様式）により助成事業者に通知する。
- 5 前項及び第9条第2項の規定による通知を受けた助成事業者は、京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付請求書（第14号様式）により、助成金の交付を請求するものとする。
- 6 市長は、前項の規定による適正な請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、助成事業者に対して条例第22条第1項の規定による取消しをしたときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

2 市長は前項の規定により取消しを決定したときは、当該助成事業者に対し、速やかに、その旨を京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交付決定取消・変更通知書（第11号様式）により通知するものとする。

(助成金の返還命令)

第15条 市長は、条例第23条及び第12条及び前条の規定により、助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(事務の代行)

- 第16条 申請者は、第8条第1項に規定する申請書、同条第2項に規定する設置後申請書、第5条第1項第2号に規定する景観関連法令に基づく手続、第11条第1項に規定する変更申請書、同条第3項に規定する中止・廃止申請書、第13条第1項に規定する実績報告書の作成（以下「申請手続」という。）について、申請者と助成対象システムに係る工事請負契約を締結する者等（以下「手続代行者」という。）に対して、これらの手続の代行を委任することができる。
- 2 申請者は、前項に規定された申請手続の代行を委任するに当たっては、第8条第1項又は第2項に規定する申請に併せて市長に報告しなければならない。
 - 3 手続代行者は、委任された申請手続を行うに当たっては、本要綱の定めに従い、誠意をもって実施するものとする。

(財産の管理等)

第17条 助成金の交付を受けた者は、当該助成金の交付の対象となった助成対象システムをその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、当該対象システムを設置した住宅等の電力の供給に充てなければならない。

(財産処分の制限)

- 第18条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- 2 助成金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金に係る財産処分承認申請書（第15号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、助成事業者に京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金に係る財産処分承認通知書（第16号様式）により財産処分を承認し、助成金返還額を通知するものとする。
 - 4 市長は、期限を定めて、前項で通知した助成金の返還を命じるものとする。
 - 5 前項の納付期限は、納付命令のなされた日から20日以内とする。
 - 6 市長は、前項の納付期限内に助成金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(助成金の経理等)

- 第19条 助成金の交付を受けた者は、条例第16条に従い、助成対象経費についての支出を明らかにした書類を整備しておかなければならない。
- 2 助成金の交付を受けた者は、前項の帳簿その他の証拠書類を助成事業が完了した年度の翌年度か

ら5年間保管しておかなければならない。

(協力)

第20条 助成金の交付を受けた者は、市長からの求めに応じて、次に掲げる事項について協力を行うものとする。

- (1) 太陽光発電システム使用状況報告書（第17号様式）による売電量及び買電量データの提供
- (2) 体験談の提出
- (3) 助成対象システム設置写真の提出
- (4) 太陽光発電利用に係るアンケート
- (5) その他市長が必要と認める事項

附 則

この要綱の改正は、平成25年4月1日から実施する。